

別海町議会会議録

第1号（平成29年12月12日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について（一般会計補正予算第3号） |
| 日程第 8 | 議案第77号 | 平成29年度別海町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第78号 | 平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第79号 | 平成29年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第80号 | 平成29年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第81号 | 平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第82号 | 別海町奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第83号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第84号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第85号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第86号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第87号 | 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第88号 | 財産の取得について（生活バス） |
| 日程第20 | 議案第89号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館） |
| 日程第21 | 議案第90号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設） |
| 日程第22 | 議案第91号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場） |

- 日程第 2 3 議案第 9 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
- 日程第 2 4 議案第 9 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふるさと交流館）
- 日程第 2 5 同意第 3 0 号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 報告第 6 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 2 7 報告第 7 号 専決処分の報告について（町道根室中部 3 号幹線交付金工事（改良））
- 日程第 2 8 報告第 8 号 専決処分の報告について（（H 2 8 繰）西和地区農道改良舗装工事）
- 日程第 2 9 報告第 9 号 専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第 3 0 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 3 1 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）
- 日程第 3 2 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（（H 2 8 繰）東富岡地区農道改良工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 提出案件の概要説明
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（一般会計補正予算第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 1 号 平成 2 9 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 別海町奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第86号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第87号 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第88号 財産の取得について（生活バス）
- 日程第20 議案第89号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）
- 日程第21 議案第90号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町地域情報通信施設）
- 日程第22 議案第91号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）
- 日程第23 議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
- 日程第24 議案第93号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふるさと交流館）
- 日程第25 同意第30号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第27 報告第7号 専決処分の報告について（町道根室中部3号幹線交付金工事（改良））
- 日程第28 報告第8号 専決処分の報告について（（H28線）西和地区農道改良舗装工事）
- 日程第29 報告第9号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第30 報告第10号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第31 報告第11号 専決処分の報告について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）
- 日程第32 報告第12号 専決処分の報告について（（H28線）東富岡地区農道改良工事）

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	伊藤多加志	代表監査委員	志賀正章
監査委員	田村秀男	選挙管理委員長	高崎好藏
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	竹中仁
福祉部長	河嶋田鶴枝	産業振興部長	登藤和哉
建設水道部長	宮越正人	病院事務長	大槻祐二
会計管理者	下地哲	監査委員事務局長	佐藤敏
農委事務局長	中村公一	総務部次長	今野健一
産業振興部次長	門脇芳則	建設水道部次長	山岸英一
教育部次長	山田一志	総務課長	今野健一
総合政策課長	佐々木栄典	財政課長	寺尾真太郎
税務課長	阿部美幸	防災交通課長	麻郷地聡
福祉課長	宮本栄一	介護支援課長	竹中利哉
町民課長	青柳茂	保健課長	小湊昌博
老健事務長	川畑智明	農政課長	門脇芳則
水産みどり課長	干場富夫	商工観光課長	伊藤輝幸
管理課長	伊藤一成	事業課長	小島実
建築住宅課長	山岸英一	上下水道課長	外石昭博
学務課長	入倉伸顕	生涯学習課長	山田一志
中央公民館長	石川誠	西公民館長	新堀光行
東公民館長	内山宏	図書館長	千葉宏
病院事務課長	三戸俊人		

○議会事務局出席職員

事務局長 浦山吉人 主幹 田畑直樹

○会議録署名議員

11番	瀧川榮子	12番	戸田憲悦
13番	中村忠士		

◎議長挨拶

○議長（松原政勝君） おはようございます。

平成29年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私とも多忙のところ御出席をいただき、厚く感謝を申し上げます。

さて、我が国の経済は、5年にわたるアベノミクスの取り組みのもと、名目GDPは、過去最高の水準に達したと言われる一方で、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩みなどから、その成果が全国津々浦々まで浸透しているとは、少しも実感できない状況にあります。

国は、実効性のある経済政策を積極的に打ち出し、一日でも早く国民の生活実感が向上することを願っている次第であります。

早いもので、平成27年4月の改選で私ども16名の議員が町民の代表として選出されましたが、その任期も残すところ、およそ1年3カ月となりました。

町民の負託を受けた私どもは、これまでも分権時代に対応した町民本位の機会を確立するため各種活動を進めてまいりましたが、残された期間においても昨年策定した議会活性化計画に基づき、より一層の取り組みを進め、引き続き職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力をあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

本定例会に提出される議案につきましては、後ほど副町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

本年の冬は、例年にも増して寒さが厳しく感じられるところですが、議員各位には御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

開会 午前10時02分

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成29年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

11番瀧川議員、12番戸田議員、13番中村議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

11月30日及び12月6日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で26件であります。

提出されました案件は、平成29年度各会計補正予算が5件、条例の一部改正が6件、財産の取得が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が5件、専決処分した事件の承認が1件、教育委員会委員の任命が1件、専決処分の報告が7件であります。

これら提出案件の全てについて、委員会の付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

なお、承認第1号については先議とし、条例の一部改正6件のうち、報酬や給与に関する条例の一部改正4件については、関連がありますので一括議題といたします。

また、専決処分の報告7件については報告のみであり、そのうち工事に係る6件については一括報告といたします。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月12日から12月15日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

二日目には一般質問を行い、三日目は休会とし、各常任委員会を開催し議案の調査を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

また、本年第3回定例会において、平成28年度各会計決算審査特別委員会に付託いたしました平成28年度各会計決算の認定第1号から第8号については、定例会最終日に委員長報告を受け、一括質疑の後、各会計の討論・採決をすることといたしました。

なお、本定例会においても休会日を1日設けて、各常任委員会での議案調査や所管事務調査など討議の時間を確保した日程としましたので、常任委員会の運営については、委員長初め委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村議員、森本議員、木嶋議員、外山議員、瀧川議員の5名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

受理をした案件1件については、本町の実情にかなうものと判断し、発委することで協議いたしました。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、委員会提出案件2件であります。

1件目の「北海道の酪農畜産の安定経営に関する意見書」については、産業建設常任委員会から、2件目の「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」については、総務文教常任委員会からそれぞれ提出され、いずれも定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により、議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの4日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、平成29年第4回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、師走ということもあります大変お忙しい中、全員議員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢は、町内の生乳生産量が1月から10月末までで対前年比99.5%、39万7,000トン、生産額で申し上げますと対前年比101.8%、393億800万円となっております。

乳量は、7月までは前年を下回っておりましたけれども、8月以降は粗飼料がことしのものとなりまして、前年を上回るようになってきており、今後に期待が持てるものというふうに考えております。

乳代につきましては、本年度、乳価が2年ぶりに引き上げられたことに加えまして、加

工原料乳、生産者補給金単価や補給金対象の製品の変更に伴いまして、前年実績に対し1.8%の増額となっております。

本年度の牧草の収穫状況でございますけれども、収穫量は1番草が6日、2番草は1日、それぞれ早く終了しまして、収量で言いますと10アールあたり、1番草が2,228キログラム、2番草が1,297キログラム、あわせまして3,525キログラムということで、平年と比べまして94%の収量となっております。

しかしながら、飼料用のトウモロコシの収量につきましては、10アールあたり、露地栽培で6,807キログラム、これは平年比で129%と大幅な増収となっております。

なお、生乳生産農家戸数は、本年14戸が離脱しておりますが、2戸が新規就農いたしまして、12月現在では666戸となっております。

次に、水産業の状況でございます。

本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、11月15日で操業を終えました。

漁獲数量は、対前年比では、野付漁協で53%、別海漁協で64%、町全体で申し上げますと56%となります。数量で1,744トン、金額では88%の17億6,000万円となりまして、不漁の年でありました昨年の漁獲数量を大きく下回る結果となっております。

要因につきましては、さまざま考えられますけれども、北海道立総合研究機構さけ・ます内水面水産試験場、ここでは「近年、サケの稚魚が海に出る春先の海水温が低いと。それによって生存率に影響が出ている」との見解を示しております、引き続き、海洋環境を検証していくというふうな公表がなされております。

また、9月18日に北海道を横断しました台風18号によりまして、野付半島沖で操業するサケ定置網の10か統で、網が全壊または半壊するという甚大な被害が発生をしております、今後の漁業経営に影響を与える状況となっております。

このことから、町では、今回の台風被害に対しまして、漁家経営の安定化と漁業の振興を図るために、被災した定置網の撤去や処分に係る経費及び定置網を新たに製作する際の借入資金に対しまして、支援策を講ずることといたしております。

11月末現在の両漁協の水揚状況については、全体数量で対前年比83%の2万4,759トン、金額では74%の87億円となっております、秋サケの不漁に加え、春のホタテ貝価格の低落が要因となり、昨年を大きく下回る状況となっております。

このような中で、12月1日から始まりました冬期のホタテ漁、これは順調な水揚げが続いていることから、今後の漁獲量に期待をしているところでございます。

次に、エゾシカ駆除についてでございます。

猟友会の協力を得て実施しました銃器による駆除で、春駆除では1,091頭、秋駆除では1,073頭、合計で2,164頭を駆除しております。

12月からは、越冬地対策として野付半島及び走古丹両地域において、生体捕獲を行っており、捕獲期間は3月末までの4カ月間で、1,100頭の捕獲を計画しております。

次に、道立林業大学の根室管内誘致期成会の設立についてでございます。

北海道では、2020年度をめどに人材育成機関である林業大学の設立を、今検討されております。

本期成会は、この林業大学を根室管内へ誘致することを目的に設立されたもので、本年10月27日に設立総会を開催し、11月24日には北海道へ誘致の要望を行っております。

また、その後、釧路町村会等の支援協力もありまして、12月4日には根室管内1市4町と釧路町村会、この合同で2回目の誘致要請を行いました。

林業大学の誘致は、根室管内の基幹産業であります酪農業、水産業及び林業の共生により、地域経済の発展に大きな役割を担うことが期待できるということはもちろんのこと、林業担い手対策としても有効であることから、引き続き、誘致活動を展開していくといたしております。

次に、商工業と観光についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援、経営拡大助成等を目的といたしました「起業家支援事業」、これが7件、前年を4件上回る申請がありました。

また、町内建築業者の受注機会確保を目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」、これは41件と、前年と比較しまして9件ほど下回っております。

商店街活性化を目的としました「にぎわい商店街創造事業」、これは11件で、前年とほぼ同数となっております。

観光客入り込み状況についてでございますけれども、10月末現在では前年比6.5%増の28万3,399人となっております。

9月16、17日の両日に開催いたしました別海町産業祭、それから10月の8日に開催されました西別川あきあじまつりは、どちらも天候に恵まれまして、大勢の方にお越しいただき別海の秋の味覚を満喫していただいたというところでございます。

次に、町立別海病院の医師の状況についてでございます。

町立別海病院小児科医長が、12月31日付けをもって退職されることとなりました。

医長は、平成26年2月に国立成育医療研究センターから着任しまして、別海病院には3年11カ月勤務していただきました。

外来診療のほか、予防接種、検診業務など、町民の医療福祉に御尽力をいただいておりますけれども、このたび、一身上の都合により退職されることとなりました。

現在、小児出張医師や当院の常勤医師によりまして、診療、予防接種を行っておりますけれども、分娩の休止や小児救急患者対応などにおいて、町民の皆様大変御迷惑と御不便をおかけをしております。

辞表が提出されてから、医師確保に向けまして、私と関係部局が一丸となりまして、速やかに対応を進めており、手応えを感じる事案も出てきているところでございます。

今後とも、新たな医師確保に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

矢臼別演習場における本年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、11月26日の訓練概要説明会を経て、予定どおり11月27日から訓練が開始されました。

訓練は、11月27日から12月7日までのうち9日間、これが実施され、期間中の11月28日には訓練見学会も行われました。

なお、新聞折り込み等でお知らせをしておりました本日の資機材輸送は、天候不良等により延期されたとの情報を得ました。

現在のところ、輸送は14日または15日の予定とのことで、本日、再度新聞折り込みでお知らせしたところでございます。

また、海兵隊員の移動は、今月中旬までの期間で行われるとの連絡を受けております。

次に、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使についてでございます。

別海町の応援大使であります中島卓也選手、それから上沢直之選手の2名が、11月の22日に本町を訪れまして、町民体育館においてトークショーを行いました。

平日にもかかわらず、約400名の町民の皆様に御来場いただいたところでございます。

お二人のトークのほか、来場者からの質問にお答えをいただいたり、応援大使直筆サイン入りレプリカユニホーム、サイン入りボールが当たる抽せん会などを行い、会場が大いに盛り上がりました。

応援大使の期間は、12月までとなっておりますけれども、引き続き2名の選手を含め、北海道日本ハムファイターズ日本一奪還に向けて、応援をしていきたいという考えております。

続きまして、ふるさと納税の状況についてでございます。

ウェブサイト、ふるさとチョイスを活用したふるさと納税ですが、10月11日から返礼品を少し充実させまして、サイトのリニューアルを行いました。

4月1日から11月30日までの寄附額は441件、1,023万5,000円で、このうち10月11日のリニューアル後は395件、935万5,000円となりまして、昨年の同時期と比べ、約9倍の寄附となっております。

今月中旬には、さらに返礼品の充実を図るため、事業者向けの説明会を予定しております。多くの方に別海町をしていただくため、本制度をさらに推進していきたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも町政執行に特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告並びに議会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を御説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が17件、承認が1件、同意が1件、報告が7件でございます。

まず、議案第77号から議案第81号までの5件については、平成29年度各会計補正予算です。

議案第77号の一般会計補正予算は、特定防衛施設調整交付金充当額の精査による基金への積立金の増額や補助事業追加要望にかかわる公営住宅建設事業費の増などによって、2億570万円を増額するものです。

次に、議案第78号の下水道事業特別会計補正予算では4,850万円を、議案第79号の介護サービス事業特別会計補正予算では510万円を、議案第80号の町立別海病院事業会計補正予算では251万5,000円を、議案第81号の水道事業会計補正予算では910万4,000円を、それぞれ事業の執行状況及び給与費改定に伴う支出見込み額

の精査等によって減額するものでございます。

次に、議案第82号別海町奨学資金支給条例の一部改正については、町内の介護施設等において介護職員の不足の状況が続いている中、人材確保に向けた対策として支給対象職種に介護福祉士を加えるとともに、卒業後の就職義務について本町の公的機関のほか、町内の保健医療機関及び介護保険事業所も対象とするため、条例改正を行うものです。

議案第83号から議案第85号は、平成29年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当を、それぞれ0.1月分増額する条例の改正を行うものです。

議案第86号別海町の職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく平成29年人事院勧告に伴って、職員の月例給を平均で0.2%、また、勤勉手当を一般職は0.1月分、再任用職員は0.05月分を引き上げ、本年4月1日にさかのぼって支給するものです。

議案第87号の別海町中小企業融資条例の一部改正は、中小企業者の経営安定を図るため、融資条件である保証協会の保証付き、担保、保証人の有無を金融機関の任意とすること、及び利子補給率の特例を5年間延長するため、条例の改正を行うものです。

議案第88号は、財産の取得についてです。取得する物件は生活バスで、取得価格が1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものです。

議案第89号から議案第93号は、いずれも公の施設に係る指定管理者の指定についてです。平成30年3月31日をもって指定期間が満了する別海町マルチメディア館、別海町地域情報通信施設、別海町営畜牛育成牧場、別海町資源循環センター及び別海町ふるさと交流館について、平成30年4月から引き続き、指定管理者による施設管理とするため議会の議決を求めるものです。

承認第1号は、専決処分した事件の承認についてです。衆議院の解散に伴って10月22日に執行されました総選挙関連経費として、9月28日付けで専決処分を行った一般会計補正予算（第3号）について議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、同意第30号は別海町教育委員会委員の任命についてです。本町では、現在4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、平成29年12月21日をもって、1名の方が任期満了を迎えることから、この方を引き続き委員に任命いたしたく議会の同意を求めるものです。

報告第6号は、和解及び損害賠償額の決定について行った専決処分の報告です。9月18日、公営住宅中春別団地において、強風により破損した破風板が飛散し、駐車中の車両を破損した事項について町の損害賠償責任を認め、和解及び損害賠償額を決定する専決処分を行ったものでございます。

報告第7号から報告第12号までの専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 承認第1号から日程第25 同意第30号までの19件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 承認第1号から日程第25 同意第30号までの19件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第1号

○議長(松原政勝君) 日程第7 承認第1号専決処分した事件の承認について(平成29年度別海町一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 承認第1号の内容説明をいたします。

議案の35ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、去る10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官の国民審査に係る費用について、9月28日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成29年度別海町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成29年9月28日、別海町長曾根興三。

内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第1号別冊、別海町一般会計補正予算書、(第3号)の1ページをお開きください。

平成29年度別海町一般会計補正予算(第3号)。

平成29年度別海町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億8,350万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、[第1表 歳入歳出予算補正]による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、「歳入」で、補正額で申し上げます。

15款道支出金、3項で1,060万円の増。歳入合計で1,060万円の追加。

次に「歳出」で、2款総務費、4項で1,060万円の増。

歳出合計で1,060万円を追加し、歳入歳出それぞれ補正後の予算額を172億8,350万円とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」です。

「1. 総括」は省略し、「2. 歳入」から御説明いたします。

5ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目ごとに補正額の欄で申し上げます。

15 款道支出金、3 項 1 目総務費委託金 1,060 万円の増は、衆議院議員選挙に係る委託金です。

以上が歳入で、続いて歳出、7 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

2 款総務費、4 項 3 目衆議院議員選挙費 1,060 万円の増は、本目新設で、8 ページにわたります。10 月 20 日に行われた総選挙にかかる経費を追加したものです。

以上、専決処分いたしました補正第 3 号の内容説明をもちまして、承認第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 承認第 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号は原案のとおり承認することに決定されました。

◎日程第 8 議案第 77 号

○議長（松原政勝君） 日程第 8 議案第 77 号平成 29 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第 77 号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書（第 4 号）の 1 ページをお開きください。

平成 29 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 29 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 570 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 174 億 8,920 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

次に、2 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。まず、「歳入」で補正額の欄で申し上げます。

- 1 款町税、1 項と2 項で7,046万2,000円の増。
- 1 2 款分担金及び負担金、1 項で15万1,000円の増。
- 1 3 款使用料及び手数料、1 項で395万4,000円の減。
- 1 4 款国庫支出金、1 項と2 項で7,513万2,000円の増。
- 1 5 款道支出金、1 項と2 項で1,086万6,000円の減。
- 1 6 款財産収入、1 項で133万8,000円の増。
- 1 7 款寄附金、1 項で805万8,000円の増。
- 1 8 款繰入金、1 項で、483万8,000円の増。
- 2 0 款諸収入、4 項と5 項で85万9,000円の減。
- 2 1 款町債、1 項で6,140万円の増。

歳入合計で2億570万円を追加し、歳入予算の総額を174億8,920万円とするものです。

3 ページにお進みください。「歳出」です。

- 1 款議会費、1 項で42万8,000円の増。
- 2 款総務費、1 項と2 項で682万4,000円の増。
- 3 款民生費、1 項と2 項で1億3,015万6,000円の増。
- 4 款衛生費、1 項と2 項で133万8,000円の減。
- 6 款農林水産業費、1 項と4 項で1億495万1,000円の減。
- 8 款土木費、1 項から4 項で1億8,203万5,000円の増。
- 9 款消防費、1 項で431万2,000円の減。
- 1 0 款教育費は、4 ページに続きますが、1 項から6 項で140万円の減。

4 ページをお開きください。

- 1 3 款給与費、1 項で174万2,000円の減。

歳出合計で2億570万円を追加し、歳出予算の総額を174億8,920万円とするものです。

5 ページにお進みください。「第2表 債務負担行為補正」です。

今回の補正は、「追加」が5件となります。

1 件目、「防衛施設周辺障害防止事業」は、矢白別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務などで、期間は「平成30年度」、限度額は「2,751万3,000円」。

2 件目は、防衛施設周辺道路整備事業における「根室中部3号資料幹線改良舗装工事」で、期間は「平成30年度」、限度額は「2億885万1,000円」。

3 件目も同じく防衛施設周辺道路整備事業、「中西別上風連線改良舗装工事」で、期間は「平成30年度」、限度額は「2億1,732万3,000円」。

次の2件は、「公の施設に係る指定管理者に対する委託料」で、「別海町マルチメディア館」は、期間を「平成30年度から平成32年度まで」の3年間とし、限度額は「9,260万円」。

「別海町ふるさと交流館」は、期間を「平成30年度から平成32年度まで」の3年間とし、限度額は「1億2,343万5,000円」とするものです。

次に、「第3表 地方債補正」です。

今回の補正は、「追加」、「変更」、「廃止」をするもので、「追加」は、2件となります。

- 1 点目、「省エネ防犯灯整備事業」は、中春別市街で実施いたしました防犯灯省エネ化

工事が、起債の対象となる見込みから追加するもので、限度額は「1,370万円」。

次の「潮位観測機器整備事業」は、走古丹、床丹に設置いたしました潮位観測カメラが、起債の対象となる見込みがありますことから追加するもので、限度額は「610万円」。

どちらも起債の方法は、「普通貸借または証券発行」。

利率は、「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」とするものです。

6ページをお開きください。「変更」は13件となります。

上から4段目「特定間伐等促進対策事業」は、民有林整備に対し補助を行う環境保全緑化事業において、事業内容が全て地方債の対象となる見込みから限度額を「1,500万円」から「2,600万円」に増額。

次の段「漁港改修事業」は、道営事業に対する負担金のための起債ですが、道の事業費確定見込みにあわせまして、限度額を「8,230万円」から「2,120万円」に減額。

下から3段目の「公営住宅等整備事業」は、新西春別駅前団地長寿命化改修事業が本年度の国庫補助事業追加要望で採択見込みとなりましたことから、当該事業の充当財源として地方債を充てるため限度額を「5,030万円」から「1億3,310万円」に増額。

下段の「町民体育館整備事業」は、起債対象事業費の精査により限度額を「7,170万円」から「8,600万円」に増額。

その他の事業につきましては、事業費の確定や支出見込み額の精査にあわせ、それぞれの限度額を増減するものです。

変更する全ての事業において「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、「廃止」は1件で、「地域情報通信施設整備事業」は、本年度での事業中止により廃止とするものです。

ページ1番下の合計になりますが、「追加」、「変更」、「廃止」を合わせまして、補正前の限度額「15億6,387万7,000円」から6,140万円を追加し、補正後の限度額を「16億2,527万7,000円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、7ページ、「1. 総括」は省略し、9ページの「2. 歳入」から説明させていただきます。

9ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目の欄及び補正額で御説明いたします。

1款町税、1項1目個人分7,051万8,000円の増は、収入見込み額の精査による増。

2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金5万6,000円の減は、国有資産等所在市町村交付金の確定により減するものです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金15万1,000円の増は、道営の漁港整備事業の確定見込みにより水産基盤整備事業分担金を増するものです。

13款使用料及び手数料、1項7目教育使用料395万4,000円の減は、町立の幼稚園型認定こども園保育料の収入見込み額精査によるものです。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金276万9,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の確定による増。

2目民生費国庫負担金3,990万3,000円の増は、私立認定こども園2号認定利用者増に伴う国の施設型給付費負担金の増が主なものです。

4目教育費国庫負担金540万3,000円の増は、上西春別中学校講堂建設に対する文科省の学校施設整備費負担金の確定による増です。

2項1目総務費国庫補助金140万4,000円の増は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増です。

2目民生費国庫補助金227万1,000円の減は、事業費確定見込みに伴う臨時福祉給付事業補助金の減が主なものです。

5目土木費国庫補助金4,121万6,000円の増は、公営住宅新西春別駅前団地長寿命化改修事業追加要望による社会資本整備総合交付金の増が主なものです。

6目教育費国庫補助金1,329万2,000円の増は、上西春別中学校講堂防音事業に対する平成29年度の教育施設等騒音防止対策補助金の防衛省の減です。

11ページにお進みください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金1,997万5,000円の増は、私立認定こども園2号認定利用者増に伴う道の施設型給付費負担金の増が主なものです。

2項1目総務費補助金27万円の増は、地域づくり総合交付金交付決定による増です。

2目民生費補助金666万6,000円の減は、私立認定こども園1号認定利用者減に伴う道の施設型給付費補助金の減が主なものです。

4目農林水産業費補助金2,719万5,000円の減は、中山間地域等直接支払交付金など、補助対象事業費の確定見込みにより増減をするものです。

12ページをお開きください。

7目消費費補助金325万円の減は、潮位観測機器整備事業について起債事業に変更したことによる減額です。

16款財産収入、1項2目利子及び配当金133万8,000円の増は、森林組合出資配当金による増額です。

13ページにお進みください。

17款寄附金、1項1目一般寄附金620万2,000円の増は、一般寄附金の増額です。

2目総務費寄附金30万円の増は、本目新設で、北方領土問題対策費寄附金です。

3目農林水産業費寄附金152万1,000円の増は、本目新設で、水産多面的機能発揮対策事業の上乗せ事業費に係る特定寄附金です。

4目教育費寄附金3万5,000円の増は、中央公民館改築のための特定寄附金です。

14ページをお開きください。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は530万円の増で、補正後の財政調整基金繰入額は10億6,200万円となり、予算上の残高は17億9,122万6,000円となります。

4目生涯学習振興基金繰入金10万円の減。

6目ふるさと創生基金繰入金36万2,000円の減は、いずれも充当先の事業費確定によるものです。

20款諸収入、4項2目農林水産業費受託事業収入103万7,000円の減は、農業

者年金業務受託事業収入の確定によるものです。

5項1目雑入17万8,000円の増は、中山間地域等直接支払交付金事業の過年度分の返還金の増が主なものです。

15ページにお進みください。

21款町債、1項1目総務債680万円の増は、起債対象見込みとなりました省エネ防犯灯整備事業債の増が主なものです。

3目農林水産業債5,440万円の減は、道営の漁港関連事業の確定見込みによる漁港整備事業債の減が主なものです。

4目土木債7,700万円の増は、新西春別駅前団地長寿命化改修事業に伴います公営住宅建設事業債の増が主なものです。

5目消防債610万円の増は、本目新設で、起債対象の見込みとなります潮位観測機器整備事業債の増です。

6目教育債2,590万円の増は、上西春別中学校や町民体育館整備事業など、起債対象事業費の精査による増です。

以上が歳入となります。

次に歳出で、17ページをお開きください。

「3. 歳出」です。こちらも目の欄及び補正額で御説明いたします。

1款議会費、1項1目議会費42万8,000円の増は、給与制度改定に伴います議員期末手当の増です。

18ページをお開きください。

2款総務費、1項4目会計管理費108万円の減は、人夫賃の減など会計管理経費の精査による減額です。

5目財産管理費3,554万8,000円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金の増が主なものです。

19ページにお進みください。

6目企画費1,536万6,000円の増は、企業振興促進条例に基づき、別海バイオガス発電株式会社に固定資産税相当額を補助する企業振興促進事業の増が主なものです。

9目支所費6万円の増は、尾岱沼支所管理経費において修繕料を増額するものです。

12目北方領土問題対策費59万5,000円の減は、北方領土返還要求啓発看板補修事業の確定による減です。

13目特定防衛施設周辺整備費3,383万4,000円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業のうち、道路事業や除雪車両購入事業の確定による減額です。

20ページをお開きください。中段になります。

14目電子計算管理費140万4,000円の増は、国の交付金を受けて実施するマイナンバーカード旧姓併記のための社会保障・税番号制度システム整備事業の増です。

15目地域情報化推進事業費1,117万4,000円の減は、別海市街の北側エリア、また、海岸線床丹地区の情報通信の改善につきまして、効果の再検証を行う必要性から事業実施を延期することといたしました地域情報通信施設整備事業の減が主なものです。

21ページにお進みください。

16目諸費2万円の減は、戦没者追悼式運営経費の確定によるものです。

2項2目賦課徴収費114万9,000円の増は、納税貯蓄組合事務補助金の精査によるものです。

22ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費36万1,000円の減は、民生児童委員関連運営経費の支出見込み精査によるものです。

2目老人福祉費4,770万円の増は、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター運営費補助事業の増が主なものです。

4目障害者福祉費283万8,000円の増は、23ページにお進みいただき、説明欄の上段、障害者福祉事業経費において前年度の障害者医療費に係る国庫負担金の精算に伴います返還金の増が主なものです。

8目臨時福祉給付事業費411万1,000円の減は、24ページにわたりますが、臨時福祉給付事業の確定見込みによる減です。

24ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費8,409万円の増は、私立認定こども園の2号認定利用者の増により、25ページ説明欄になりますが、認定こども園等利用者負担助成事業や下の施設型給付事業経費を増額するものが主な内容です。

26ページをお開きください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費34万9,000円の増は、環境衛生事務経費における嘱託職員賃金などの精査。

4目健康管理費167万9,000円の減は、各種検診委託料の支出見込み額による減。

6目保健センター費78万3,000円の増は、燃料単価の上昇に伴います保健センター管理費の燃料費を増額するものです。

2項3目じん芥処理場費79万1,000円の減は、浸出水処理施設維持補修事業及びごみ処理場維持補修事業の確定によるものです。

28ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費2,404万3,000円の減は、新規就農総合支援事業の確定による減が主なものです。

29ページにお進みください。

5目農地費618万7,000円の減は、基盤整備促進事業、道路事業ですが、その確定見込みによる減額です。

4項2目水産業振興費7,472万1,000円の減は、30ページにわたりますが、道営漁港整備に係る負担金事業であります水産物産地市場衛生高度化施設整備事業及び水産業供給基盤機能保全事業の確定見込みによる減が主なものです。

31ページまでお進みください。

8款土木費、1項1目土木総務費10万2,000円の減は、地籍管理事務経費の支出見込み額の精査。

2項1目道路橋りょう総務費5万4,000円の減は、用地管理事務経費の支出見込み額精査によるものです。

2目道路維持費8,749万9,000円の増は、道路維持管理経費を減するほか、今後の除雪に備え、除雪業務委託料を増額するものです。

32ページをお開きください。

3目道路新設改良費2,315万4,000円の減は、臨時町道整備事業及び社会資本整備道路交付金事業の確定見込みによる減額です。

33ページにお進みください。

4目防衛施設周辺道路整備事業118万4,000円の減は、34ページにわたりますが、防衛施設周辺道路整備事業の精査による減額です。

34ページをお開きください。

3項1目下水道費150万円の減は、下水道事業特別会計12月補正予算に伴います繰出金の減額です。

4項1目住宅管理費39万3,000円の減は、35ページにわたりますが、公営住宅補修事業の確定に伴う減が主なものです。

35ページにお進みください。

2目公営住宅建設事業費1億2,092万3,000円の増は、新西春別駅前団地長寿命化改修工事4号棟12戸について、国庫補助事業の追加要望で採択見込みとなりましたことから、公営住宅等整備事業を増額するものです。

36ページをお開きください。

9款消防費、1項1目消防費399万1,000円の減は、消防事務組合12月補正予算に伴う負担金の減額です。

2目災害対策費32万1,000円の減は、潮位観測機器整備事業の確定に伴う減額です。

37ページにお進みください。

10款教育費、1項3目教育指導費10万円の減は、教育指導経費の執行残による減額です。

4目奨学金288万円の減は、奨学資金貸付者確定による減額です。

2項1目学校管理費382万9,000円の増は、燃料単価の上昇に伴います各小学校の燃料費の増など、支出見込み額の精査に伴い増減を行うものです。

38ページをお開きください。

2目教育振興費15万1,000円の増は、学用品通学用品援助費の精査による増です。

3項1目学校管理費813万6,000円の増は、各中学校経費において、上西春別中学校校舎側の完成に伴います電気量の精査のほか、燃料単価の状況に伴う各中学校の燃料費の増などによるものです。

2目教育振興費42万7,000円の減は、39ページにわたりますが、教育推進振興経費における各支出見込み額の精査によるものです。

39ページにお進みください。

4目学校建設費323万2,000円の減は、上西春別中学校講堂建設などに係る防衛施設周辺防音事業の確定見込み額によるものです。

4項1目幼稚園管理費379万4,000円の減は、人夫賃など各幼稚園経費の精査によるものです。

40ページをお開きください。

5項1目社会教育総務費385万7,000円の減。

3目生涯教育学習費2万円の減。

4目青少年教育費56万7,000円の減。

41ページにお進みいただき、6目東公民館費15万円の減。

8目図書館費69万7,000円の減は、いずれも各事業及び経費の確定による減額です。

6項保健体育費、42ページをお開きいただき、1目保健体育総務費108万3,000

0円の増は、燃料単価の上昇に伴います体育施設管理経費の燃料費を増額するものです。

2目学校給食費182万6,000円の増は、学校給食センター改修事業及び学校給食センター設備更新事業の確定による減のほか、給食センター運営経費において、燃料費などの経費精査に伴う増額です。

3目へき地学校保健管理費70万1,000円の減は、教職員福利厚生経費及び43ページに記載の健康管理事業経費の執行残による減額です。

44ページをお開きください。

13款給与費、1項1目給与費174万2,000円の減は、人事院勧告に基づく給与改定による増額、また、会計間の異動による増額の方で、退職による減額などを精査いたしまして総体で減額となるものです。

以上で、歳出を終わります。

続きまして、47ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1特別職」で、下段の「比較」の欄で御説明いたします。

まず、「長等」で期末手当の0.1カ月分の増。

共済費で11万2,000円の増。

合計で35万8,000円の増。

「議員」は、期末手当0.1カ月分の増で、合計で42万8,000円の増。

「その他の特別職」ですが、さきに先議承認をいただきました総選挙に係る費用のうち、報酬に係る予算分をこのたび反映させておりますので、職員数は179人の増。

報酬の増で、合計で190万2,000円の増とするものです。

比較の合計ですが、職員数で179人の増。

報酬が190万2,000円の増。

期末手当が67万4,000円の増。

給与費の合計で257万6,000円の増。

共済費は11万2,000円の増。

全合計で268万8,000円の増となるものです。

48ページをお開きください。

「2一般職」です。「(1)総括」で、こちらも「比較」の欄で御説明いたします。

職員数は3人の減。

給料は700万円の減。

職員手当は1,093万4,000円の増。

給与費の計で393万4,000円の増。

共済費は613万4,000円の減。

合計で220万円の減となります。

下の表、「職員手当の内容」は、各手当の増減内容となっております。

49ページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び50ページからになりますが、「(3)給料及び職員手当の状況」につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第77号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 22ページの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの補助に関する件ですが、これは私、福祉医療の常任委員会に所属していますから、細部にわたっては、そこでもいろいろなことをお聞きできると思うんですが、本当に基本的な問題について2点、この点でお伺いしたいというふうに思います。町長の見解をお聞きできればというふうに思います。

1点目はですね、今回補助するに当たって、いろいろな原則論を説明されています。

端的に言えば経営努力で補えない介護報酬減算分をですね、支援の対象とすると。

赤字に、経営の部分について補助するものではないというふうに説明されていて、それはそれで理解はできるんですが、だとすると他の事業所にもですね、影響が及んでいるわけでありまして、そういう他の事業所との公平性をどういうふうに担保するかという問題と、それともう1点は、これからも制度が改定されていく中でね、もしかしたら介護報酬の減算分というのが、新たに出てくるかもしれないというふうになった場合、他の事業者も含めて、それを補填していくというような考え方なのか、というその原則論をさらにちょっと具体的にお示しいただければというふうに思うのが1点ですね。

それから2点目ですけれども、経営の改善ということで、人件費率が高いという点を改善していくというふうに説明されています。

具体的にはベースアップの停止、それから定期昇給の抑制、人員削減とこういうふうに具体的に出てくるわけですが、全員協議会などでの質疑の中にもありましたけれど、こういう待遇、職員の方の待遇が事実上、以前から比べて悪くなっていくということに関して、これを契機にさらに人員の確保が難しくなっていくということはないんだろうかという疑問も出ていたと思うんですね。

そういうことから、この職員の方々の待遇改善という問題について行政的にどう考えていくのかと。これは単に柏の実会だけではなく、他の事業所についても介護職員の方の待遇改善というものを、行政的にどうフォローしていくかっていうことが課題になってるといのが今言われていることですが、その点について、町長の考えをお聞きかせていただければというふうに思います。それは22ページについての質問です。

それから、28ページにいきますが、28ページの下段のほうのですね、新規就農総合支援事業並びに新規就農者対策事業についてですが、総合支援事業については、当初10戸の予定をして予算を組みました。実際は3戸だけの該当で、7戸については今回減額補正というふうになります。

それから新規就農の対策事業については2戸予定していたが1戸だけ該当と。

1戸分については、今回減額補正ということになるわけですが、当初ね、これだけの方々に新規就農ということで、就いていただければと期待もしてたというふうに思うんですね。

そういう点がどうも予定どおりにいかなかったということであろうかと思うんですね。

そこから辺の原因、それから今後の対策をどういうふうに考えておられるかお聞きしたい

と。

大きく分けて以上の2点でございます。以上です。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 私のほうから特別養護老人ホーム・デイサービスセンターの運営費の補助事業について回答いたします。

まず、補助に当たりましては、経営的な努力では補えない部分について補助するということにつきましては、御理解いただいたところなんですけれども、他の事業所との公平な点ということにつきましては、平成27年度の介護報酬の改定減算、減につきましては一番大きく影響を受けましたのが、特別養護老人ホームのような施設、町の施設で言えば、全員協議会のおきにも御説明いたしましたが、老健施設、それと特別養護老人ホームの施設の2点となります。

また、この特別養護老人ホームにつきましては民間の施設でありますけれども、平成26年に町が公営であったときから移譲しまして、新施設で平成27年度11月からユニット型施設という新たな運営の方式により開始された施設でありまして、当然、移譲に当たっては町と移行先である法人との協議を重ねてきたところであります。

この移譲後すぐの平成27年度の介護報酬の大幅な減の影響は、本当に予測を上回るもので、特養経営が厳しい状態となり、町としては止むを得ない支援と考え、他の事業所においても多少そういう影響はあったとしても、やはり移譲した時点での合意に当たるまでの経営の計画とかにも町が携わっていた点からも支援すべき部分については、この部分という判断をしております。

それから、2点目の経営の改善と人件費の件についてですけれども、説明の中でも申し上げましたとおり、人件費率につきましては、特別養護老人ホームの経営上、とても高い比率となっております。

他の法人のもともとの給与体制につきましては、他の介護事業所よりも幾分か高いものでありまして、また、人員の削減とかにつきましても、今法人のほうで考えているのは、単にすぐ首を切るとか、そういうことではなく、長期に5年間というスパンの中で、また、さらにその先を見据え、例えば有期職員とか、退職とかによる自然減も含めながら人員の削減をしていくということで検討されているところであります。

また、処遇改善のことにつきましては、当然、国でも処遇改善加算ということを介護保険の報酬の中ではやっております、他の施設につきましては、こういうものについてはしっかり該当になっていると思います。

ただ、特養につきましては、処遇改善による介護報酬についての加算というのは、ちょっと受け入れる状態にはなっておりません。給与の面の、この処遇改善の中に、給与が高いことによって該当にならないということです。

町としましては、当然、介護報酬の中でこういう処遇改善、給与が低い介護職員については国の制度もありますし、また、さらに町として、例えばキャリアアップをしたときには処遇改善等を行えるということもありますので、そういう事の側面からの支援はしっかり特養だけでなく、当然、ほかの介護事業所についても行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 新規就農者総合支援事業並びに新規就農者対策事業についてお答えしたいと思います。

まず、新規就農者総合支援事業でございますが、当初計画では平成24年から29年までの就農者18名で2,400万円で計画しておりましたが、350万以上の所得オーバーということで8名が交付対象外となっております。

また、3名が150万円から350万円の所得があったということでの減額支給。

1名が就農時期のずれによりまして半額支給となり、トータルで10名の支給となったものでございます。

支給額としましては992万6,000円ということでございます。

続きまして新規就農者対策事業でございますが、本年度は研修牧場からの就農がございません。

J Aの聞き取りによりまして、当初3名で計画しておりましたが、1名が交付対象要件を満たさないという、農地の賃貸に当たりまして農業委員会のあっせんを受けなかったということで、条件を満たさないということで1名分が減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 説明を受けましたけれど、ちょっとわかんない部分がありますので再度お伺いしますが、経営努力では補えない介護報酬減算分の支援ということで、この大きい施設である老健だとか特養が、非常に影響が大きかったという説明であります。

したがって特養に支援をするんだという話であります。他の事業所、他の施設の影響については調べられてるのだろうか。

何といいますかね、小さいから、それはこの際対象にはならないというふうに考えておられるか、そこら辺をもう少しお聞きしたいなというふうに思います。

それから介護職員の方の待遇についてですけれども、全体的に介護職員が非常になかなか確保が難しいというその原因の中に、この待遇の問題がありますよね。

だから私、さらにこういう措置をとっていくことによって、ますます介護職員の確保が難しくなるんでないかっていう、その全員協議会の中での疑問にしっかり答えていかなければいけないだろうというふうに考えて質問したわけですが、その点について行政がやらなければいけないという面について、一定程度はやっていると思っておりますが、今回も議案の中にあります、内容もあります。

そういうこともありますけれども、全体的に覚悟を持ってやっぱり行政が取り組んでいかなければいけない部分だろうというふうに思うので、その点について再度お聞きしたいと思っております。

それから新規就農の問題でもお答えいただきましたけれどちょっと数の面で、この総合支援事業については、今年度、予定したのは10戸というふうに私は思ったんですけど、そこら辺、確認をしたいと思っております。

10戸だけでも、7戸が該当しないというふうな理解でよろしいのかどうか、ちょっとそこら辺、確認をしたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えします。

他の事業所の影響についてということですが、これにつきましては影響額を試算しまして、小さい影響ということと、あと他の事業者につきましては処遇改善加算などしっかりもらえてるということを確認しております。

また、町の介護員の待遇、また、確保対策につきましては、今まで初任者研修とか、あ

と確保に対する事業所に対しての補助とか、そういうことを行っておりました、今回の議案でもございますように奨学資金等にも広げていただき、今後もしっかりとした、当然、事業者の御意見も聞きながら、しっかりと確保対策を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 当初予算では18戸ということで2,400万円の予算を計上させていただいております、実績として10戸ということの実績で992万6,000円ということで、1,407万4,000円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 予算の22ページ、先ほど中村議員が質問された項目です。

この件については、福祉の常任委員会あるいは先日の全員協議会でも、るる詳しい説明があつて十分理解できた部分もありますが、改めてこうして予算計上された中で、執行していくっていうそういう段階において、改めて町長の考え方をお聞きしたいと思います。

今回、特養に対する補助、私は必要な支援かなというふうに考えている1人です。

ただ、民間が運営する事業体の中の1事業っていう、そういう観点から考えますと、改めてその民間の理事者あるいは運営者に対して、今まで以上にやっぱり行政としてもかかわる必要があるのかなというふうに感じておる1人です。

今回の補正が本当に、この補正の予算が前向きで、あるいは生きた補助、支援策になる、そういうことにつなげるためにも民間が事業を展開してといえども、今回の運営状況、これからの運営状況も示されたものを見ますと大変厳しいものがあるというふうに理解しておりますし、今まで以上にしっかりと行政としても対応していく必要があるなというふうに、何度もそういう形で今までも申し上げておりましたが、その辺のところもう一度、町長の考え方、これからの考え方についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今西議員におかれましては、所管の委員会、そして全員協議会の中でもですね、いろいろな建設的な御意見をいただいております。大変ありがたいというふうに思っております。感謝を申し上げます。

全員協議会の中でも申し上げましたけれども、今回出されている法人の、まず一つは改善計画がですね、どの程度実効性があるのかということで、議員の皆さんにも御心配をいただいていると思います。

それと先ほどの質問にも関連するかもしれませんが、今後の介護報酬改定の見通しについても定かでない中、今後はどうなのかということをお心配されてるんだというふうに思います。

民間の1事業所ではありますけれども、やはりこの間も少し話しましたが社会福祉法人の柏の実会には、設立当初から町がかかわってきたという経緯もありますし、担っている障害者支援の事業所あるいは特別養護老人ホームというのは町内で唯一ですね、やはり終の棲家になる施設ということは事実だと思いますので、今御指摘のありましたように運営費を単に赤字だから支援するという考え方ではありませんけれども、しっかりと介

護報酬制度の先行きもですね、法人として考えていただいて、まず、法人でやれることをしっかり改善計画にのっとって進めてもらうということが1番だと思います。

町としましても、今まで以上にそのことにつきましては、運営費に補助するという事ですから財政支援をする団体ということに捉えてですね、緊密に密接に指導や助言をしていきたいというふうに思いますし、仮に人員を単に削減すれということを町も求めているのではなくてですね、いろいろ法人として法人全体の今後のことも考えて、しっかり法人の中で見直しをしてほしいという思いですね、今後も法人とは話し合いをしていきたいと。

前向きな助成と、支援というふうに今回なるようにですね、町としてもしっかりと理事長を初めですね、経営者に対してそのようなことで話し合いを持っていきたいと改めてそういうふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番大内議員。

○3番（大内省吾君） 22ページの同じく老人福祉費について、ちょっと質問いたします。

私の場合、町長に質問させていただきます。

柏の実会からの、この5,200万に上る公的資金の要請でございますが、柏の実会が資金不足になった原因として、所管からの説明によりますと27年度介護保険制度改正による介護報酬の削減が予想を上回ったためとの説明で、ただいまの中村議員の質問に対してもそういう説明でございました。

この資金不足にかかわる責任をそこに、大方集中していますが、介護の経営にかかわるものは当然、誰しも保険制度は頭に置いて常日ごろ経営に携わると思います。

介護報酬削減が本当に経営悪化を招いたならば、恐らく日本中のこのぐらいの福祉施設はいくらでもあるわけですから、日本中の福祉施設は同じような資金不足に落ちるところがたくさん出てくるはずでございます。

柏の実会がなぜ早くこのような資金不足の事態に対応する対策、いろいろな対策あると思うんですが、人件費だとか経費だとかを取れなかったか、私は取らなかったか疑問を感じております。

全員協議会のおき質問いたしました、銀行の借入れ、あるいは独立行政法人福祉医療機構に借入れ要請をしたのかというようなことも聞きましたが、そういったこともなかったということで、そういうことをした様子もございません。

もしね、もしでございますが、仮にこの会が借入れもできるならば、やってくると思うんですよ。役場に言ってくる前に。

もしできない状態であれば、これはもうね、破綻の状態であると判断するしかないのではないかなと私は思うんですよ。

役員としてね、いろいろな対策をとらずにきょうまで来てしまっ、最近になりましてね、コンサルタントを入れて、経営建て直し方法あるいは赤字削減のための分析結果などを言っていますが、コンサルの意見というのはあくまで机上の構想でありまして、経営の失敗の言い訳と経営責任の転嫁であると、私は一つの責任逃れの方法とこのように思っております。

このような実態を総合的に考えると、これまでの役員による経営は残念ながら非常に問

題のある経営であると考えられます。

さらに、ここに至るまで危機感を全く持っていなかったと考えざるを得なく、無責任さを感じます。また、経営に対する反省も感じられません。

経営者として、ここまで持ち込んだ柏の実会理事者の責任は非常に大きいと思います。そこで2点質問させていただきます。

まず1点目でございますが、現在までの運営状況を見ると、引き続き現役員による今後の運営は、要請された資金を出したとしても一時的な処方ではなく、経営改善は余り期待できないと、今後に対し不安を私は感じます。

今回、公的資金を出すに当たり、さきに開催された委員会時、経営責任問題について質問しましたが、副町長の説明ではそれは柏の実会自身が決めることとおっしゃっておられました。

私は、また別な考え方で資金を出すに当たり、出すほうとして次の提案を飲んでもらうことが必要と考えています。

それはやはり、まずは多少なりとも経営の変化を図るために一部役員の変更等、必要なときははっきりと町が経営介入することを承諾していただくことが最低限必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。わずかの期間でこのように余剰金がなくなる実態では、特別養護老人ホーム事業などの民設民営方式の経営は無理であると町も認識し、今後なるべく早急に町の経営に戻す判断をされたほうがよいと思いますが、そのほうが町民や入所者、そこに働く職員の方々が安心できると思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 大内議員の質問でございますけど、町長にということでございますが、ちょっと前段私のほうからお答えしたいと思います。

まず、銀行の借り入れのことができなかったかどうかという、大内議員もわかっておっしゃってると思いますが、法人はですね、自分の資産というのはこの間もちょっと申し上げましたけど、障害者施設を法人として整備して、町が償還を支援したということでは資産を持っていますけれども、今の特養につきましてもほとんど全く償還をされてないという状況でありますので、お金を民間から借りようとしても一つには担保がないという状況にあると思います。

それと、運転資金であれば当然、いついつまでの経営状況を見通しですね、今一時的に資金が不足しているのということであれば、民間であれば貸すということもあると思いますが、現状におきましては大内議員言われたとおりですね、留保資金もほとんどない状況ですので、経営の中から一時的に資金を借りたとしても、返済していくことが恐らく困難だということで金融機関は話には乗って、どの程度調査、協議したかわかりませんが、支援を要請はしていないという話では確認しております。

それで前段で大内議員言われましたけれども、経営分析の赤字の結果ですね、主な要因というのが、決して町も介護報酬制度の改正によるものだけだと言ってはおりません。

民間による分析結果の中でもですね、やはり人件費率が高いこと。それから、いわゆる委託費等が高額になってるということ。

それらについても指摘をしておりますし、私ども町の職員も大きな要素の一つとしてですね、27年度からの介護報酬の改定にかかわる報酬減算は予想を大きく上回ったという

いうことはありますけども、それが全てだというふうには考えておりませんし、柏の実法人自体もですね、そのことはしっかり真摯に受けとめてほしいということで何回も話し合いをした結果ですね、自分のところで外部からの分析を依頼して、それを受けとめたということだというふうに考えております。

役員による問題につきましても、危機感がないというような御指摘でありましたけれど、前にも申し上げましたように役員をどうするのか、職員をどうするのかは法人の中でしっかり、役員、理事会もありますから、そこで議論するものだというふうに思っています。

公的資金が投入されるということで、その辺は厳しく提案すべきでないかということでありますけれども、役員の皆さん、理事の皆さんもほとんど無報酬に近い形でこれまでやっておりますし、町としては役員の変更について個別にですね、そういうことについての指導をするという考えはございません。

あとわずかな期間でこれだけの留保資金が底をついてしまうような状況になったということにつきましては、何年か前に起きました障害者支援施設でのですね、虐待の事件も引きずった中での、いろんな経営の中での経費が増大したということも町としては確認はしておりますけれども、いずれにしましてもそういういろいろな状況の中ですね、法人がみずから考えて判断してやってきたことというふうなことで考えております。

留保資金がこの短期間でこれだけなくなっていくということは、町としても当時は想定できなかったということでもあります。

いずれにしましてもですね、柏の実会が国の補助も受けて施設を建設して、運営しているということですので、簡単に町の経営にすることにはですね、考え方としてはそういう考え方も必要かありませんけれども、現実的なこととしてはいろいろ整理しなきゃならないことがあるだろうなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） 要するに、ということであれば、副町長の説明であれば、今現在としては5,200万円の金をそのまま出して、あとの結論は柏の実会に任すというような説明に私は受けとれましたが、今回質問3回ですよ、3回しかできないわけですからあれですが、この組織はね、もうほとんど息絶え絶えになってると思うんですよ。私は。この状態は。

だから、綱渡りのようにそうやってね、また今回出した、それでうまくいけばいいですけども、いくつという、ちょっと今までのを見てるとね、そういうふうにはいかないと思うんですよ。こういう状況を見てると。

ただ私も総合的に考えました。そしたら、いかないと思うんですよ。

そういった中でね、引っ張っていったいいことかどうか。

やはり早目に町の手に戻すようにしていったほうがいいんじゃないかと。

そういう考え方もあるとあって今言っていましたけども、どっかでやっぱり結論を出していかなければならなくなる事態が来ると思うんですよ。

来なくて一番民設民営という考え方の中で、経営できれば一番いいんですが、どうも資金の調達、運転資金の調達するのも大変だっていうことであれば、私はもう、これはもうちょっと末期的じゃないかなと思って考えてるんですよ。

私もいろんな会社を見てきてます。多くのね、いろんなさまざまな会社を見てきてます。どっかで結論を出さなければいけないことだと思うんですよ。

そういった解散する会社とか破産する会社とか、いろいろ取引先の中でいろいろ今まで見てきてますが、そういった現状に近づいていると思うんですよ。

やはりちょっと考えたほうが良いと思うんですが、どうでしょう町長。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 大内議員の再度の御質問でございますけれども、質問の趣旨をはっきり分析しますと、まず1点目には、特養の運営を今後どうしていくかという部分と柏の実法人が今後どうなのかという部分の二つに分けなきゃならないのかなと、そういうふうに私は感じました。

特養の運営につきましては、今現在では、これまでの経緯の中では5,200万の赤字になってると。今後も同じように赤字が出るような経営方針であれば、それは疑問であるし、そのまま引き継いでいくということにはならないということで、相当何度も経営改善計画を出させて、それをうちの担当部署のほうで審査を何度かしまして、今出されている経営計画の中では、特養自体としては何とかやっていけるんじゃないかなという判断で、とりあえず今までの累積の赤字については補填しなければ、それを返すまでの経営改善は難しいだろうという判断をしたところでございます。

柏の実学園そのものの経営がどうなのかというのは、これはまた、ほかの事業もやっておりますし、そちらのほうをどうなってるのかということも検証しなければ、特養だけが柏の実の行く末を決めてしまうということにはならないというふうには思います。

特養自体についても民設民営というお話ありましたけど、官設ですけども、もし今後柏の実が特養の経営をやっていけないというような状況が把握された場合には、もちろんもともとは町営でやっていた特別養護老人ホームでございますし、このままなくすということにはなりませんので、町営も当然そのときには検討しなきゃならんし、また別の民営でできる人はいないのか、そういう部分を含めて経営検討を、委託先の検討はしていかなきゃならん。それは私の腹の中には持っています。

今現在は柏の実が出してきた経営改善計画をとりあえず認めて、柏の実にやってもらおうというふうに考えておりますが、そういう兆候が、大内議員が心配されるような兆候が見えたり、そういう情報が入ったときには、速やかに対応していただければならんと、そういう思いはありますんで、ただ今の段階ではしっかり柏の実に頑張ってもらいたいというふうに思っています。

だから、まるっきりその可能性として官設官営、または官設民営ということも頭の中にありますよということの中で、現状を理解していただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） まあ、大体考え方はわかりました。

コンサルタントを入れてやってる話、ちょっと遅いんですね。

もうちょっと早くやれば良かったと思うんですが、ここも10月ですか、もうぎりぎりになってからそういうことをするということはさ、ちょっと私も考えていかなきゃ、柏の実さんあたりも考えていかなきゃなんないことではないかなと思うんですよ。

私も故意的に潰せ潰せというわけではなくて、柏の実会がそのままやっていければ一番いいんですよ。それは。

それは望むところなんですけど、この状態は危機的だと思います。私は。

最後の質問となりますが、今後に向かってですが、町は今回のこのような事態を踏まえ、

中村議員からの質問もありましたが、社会福祉法人などを経営されている町内事業者の保護、育成という目的で公的資金提供ではなく、特別に社会福祉法人に向けての何らかの貸付方法の検討などが今後必要となってくるのではないかと思います、最後いかがでしょうか、お聞かせいただければ。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今後の介護事業所全般のことだと思いますけれども、大変介護報酬制度の増額改定が、余り期待できない中ではですね、厳しいんだろうと。

それとやはり事業所で働く介護員等の確保の問題は、これからもますます厳しくなってくるんだろうというふうに、人件費が、確保ができないということは、確保するためにどうしてもやっぱり人件費が上がっていくということも今後想定されるのかなと思います。

介護報酬の本体が少し上がってくれないとですね、今回の平成29年も臨時的に一部待遇、職員の処遇改善として臨時的に実は上がったんですが、これの恩恵を受けれるところと受け入れない施設があるということです。

柏の実については恩恵が受け入れないと。ほかの事業所については、それを受けれたというようなことですね、介護報酬制度の今後の改定状況、中身もですね、しっかり見ながら先ほど部長も言いましたけども、初級職員、介護職の資格を取得するに当たっての町の支援あるいは奨学資金制度のこと、さらにはですね、事業所が事業所としていろいろ取り組むことに対して町も支援していきたいというふうに思いますし、今提案のありました貸付金の問題につきましてもですね、全体的なその事業所の経営状況のこともありますので、ちょっといろんな分野がありますから、一つ、なんて言うんですかね、一方的な考え方で制度設計できない部分もあると思いますけども、その事業所ごとに特徴があるところも今後しっかり調査しながらですね、研究していきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） ここで会議を1時まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（松原政勝君） 会議を再開する前に申し上げます。

議案内容の質疑に当たっては、簡潔に行っていただくこととし、個人の見解等述べる発言は控えていただくようお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第77号の質疑を続けて行います。

6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 今の続きまして、特別養護老人ホーム・デイサービスの予算の関係です。3点お聞きいたします。

まず1点目、減算額、減算額と言ってますけども、実際に数字をお示しされておられません。それでどの程度の差額が出ているのか、その辺をちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。

2点目ですが、民営ですので、民でやっていますので一時的にはやっぱり金融機関等からの借り入れが当然かと思うんです。それが今回補助ということで、補助金ということで考えてますけども、柏の実が、特養が借り入れるに当たってはですね、町が債務負担をして、柏の実が借りるという方法もとれたのではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

それと3点目です。補助を決定するに当たってですね、改善策が多分示されたと思います。その改善策の中で町は当然補助金出すということで、今回これで減額、赤字分がチャラになると。

その後のですね、収支見込み、これについては、町は検討されて、金額ではないですよ、対応策、要するに福祉部長から、先ほど説明がありましたけども、退職者、それからベアスアップを抑えるというような形のもので出てましたけども、実際にやっぱり額がちよつと違うんで、その程度で対応ができるのかどうか、その辺3点確認したいと思います。

お願いします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） それでは、私のほうから1点目と3点目について回答させていただきます。

今回の支援額の数字を示しているかということでございますが、全員協議会の資料でもお示ししましたとおり、この27年度の介護報酬の影響額につきましては、平成27年度では850万、平成28年度で2,120万、平成29年度でこちらは見込みとなりますが2,230万、あわせまして、見込みもあわせまして5,200万となるものです。

それから、3点目の改善策の中で赤字額イコールということでございましたが、あくまでも今回の支援につきましては赤字の全額ということではなく、町がやむを得ないと考えている介護報酬減算に伴う影響額としているところでございます。

今後の対応としましては、全員協議会の中でも今後の計画を示し、お示しした中では、まだ赤字が続く計画となっておりますが、こちらにつきましては、まだこれから経営努力するという部分についての、今後の経営努力につきましてはのことが全て勘案した数字でないことから、その点についても町と柏の実会のほうでしっかり協議をした中で、この赤字額についての圧縮は可能と考えていたところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 2番目の質問でございますけれども、柏の実会が金融機関から借入れをするために、町が債務負担行為をして借りることができなかったのかという趣旨かと思えますけど、もし町が債務負担行為を組むということとなりますと、一つは損失を補償すると。金融機関に対しですね。

今問題になってますのは、設備投資資金とかではないことですので、運営資金ですから、例えば来年の3月までの期間に必要な資金を銀行から借入れしたいとしたときに、町が金融機関に対して、もし法人が償還できない場合については、その損失について町が保証しますというような内容をつけてですね、議会の議決をもらった場合には、金融機関は貸し付けたと思います。

ただ、町としましては、それは明らかに法人が支払う見込みは立っていないものですから、町が最初から損失補償するということを前提とした債務負担行為を組むというのは、方法としては適切でないというふうに判断をいたしました。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 私も今回の補正については、特養っていう特殊な施設あることから、5,200万の補助は仕方ないなと。それに対するものについては仕方ないなというふうに判断しています。

ただ、先が見えない。その後のですね、対策がまだこれから検討するという話では、今

この5,200万という税金を出すね、ぽんと出して、それで減算分はこれで終わりましたと、あとは柏の実やっってくださいっていう柏の実の対策を待ってるということではね、何かやっぱり一町民としてもそんな多額の税金持っていくのか、そういうところに使うのかっていうことについて多分疑念を抱かれると思います。

ですから、その辺をしっかりとですね、今後町と柏の実とで詰めてもらって、これからの持ち出しの、出すとしてもですね、その根拠たるものをつくっていかないと、その補填する理由が立たなくなるのではないかというふうに思います。

ですから、その辺町側としてもしっかりと検討してですね、今後のほうに方針を決めてやっていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

1 番小椋議員。

○1 番（小椋哲也君） これまでもさまざま議論されていますが、私としましては、老人ホームは絶対に別海町にとって必要なものであり、なくすことはできないという方向性は一致しております。

そのために必要な支援であれば、もちろん町としても全力を挙げて支援していくべきだというふうに考えております。

ただですね、民間企業が今老人ホームを含めていろんなものを経営しているという中で、民間企業の自主独立性、経営をしっかりと自分たちで考えて行うことというも原則としてあると考えております。

ただ、今回はそこに支援として、公的資金を入れるという状況になった場合は、公的資金を投入する側の責任として、納税者に対してこういう資金を投入します、なぜ投入すべきなのか、そしてその投入されたものがどういうふうに活用されて、結果に結びついているのかというものをきちんと監査して、チェックして、それを報告する責任が公的資金を投入する側にあると思います。

そのための監査体制をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 今の小椋議員の御質問ですけど、監査の体制ということですが、ちょっと適切に受けとめてるかどうか、ちょっとわかんないんですが、町が今、助成をするというふうにもし決まりましたら、当然、補助の申請をしていただいて、それはどういう目的に使用してもらおう、それがどのような財源の充当とかになったかという報告は受けるわけですけども、これまでも質問にありますように、例えば29年度の予算として支出して、29年度で決算したとしてもですね、今後のことにどのように助成をしたものが、きちっとはね返ってくるのかっていうところまで見ていく必要がもちろんあるんだろうと。

監査というのは、法人の中には監査を置いていますから、経理の監査そのものがですね、町がタッチすべき、できるものではないと思いますけども、財政支援をする町の立場として、その辺の法人全体ですね、経営や運営状況についてもしっかりと把握していく必要があると思ってます。

前にもちょっとお話ししましたがけども、法人の理事には町の職員は一切タッチしてませんけれども、運営に関する評議員とかには町の職員、福祉部長が出ておりますし、こういう形で運営に対しての助成をするということは、財政支援団体という位置づけになりますので、場合によっては必要だと思うことがあればですね、町としては監査委員さんにお願

いをして、財政支援団体の監査をしてもらうということもですね、考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） ちょっとですね、私の言葉の監査という単語が、行政用語としての監査っていう側面としての回答は今いただきました。

私の言っていた監査というのはチェックという意味も含めてで、老人ホームの運営体制がいろんな改善計画が出てますけども、改善計画が実行されて適切な効果を上げているのかという内容のチェックですとか、今回支援をするのは老人ホームだけではなくて、法人として支援をするわけですから、その法人の経営が適切に行われているかどうかというものをチェックするという、内容をチェックするという意味での監査という表現でした。

ちょっと誤解を招いたのは申しわけありません。

そのチェックをされていく、必要になれば監査っていう役場の仕組みを使いながらも、きちんとした対応をしていくという形で御返答いただいたんですけども、その必要に応じてっていう部分が、今回公的資金を入れたわけですから、例えば四半期ごとにチェックしますよですとか、1年に2回しますよっていうような形で、きちんとしたそのチェックの案が事前に示されているかどうかっていうのは、町民から見ても非常に信頼性として大きくかかわってくるのかなっていう点が1点ありますので、その頻度っていうものについて、きちんと決めておくべきではないかっていうことに関して、御意見というか御返答いただきたいのが1点。

もう1点は、もう1点はですね、ちょっと今飛んじゃったんですけど、ちょっと待ってくださいね。

まず、その1点ちょっと質問させてもらいます。

○議長（松原政勝君） 小椋議員に申し上げます。

今の質問の内容は先ほど午前中から、同じような内容で質問されてるんで、副町長も先ほど、監査っていうところでチェックしてるんだっていうことを言って、さらに再度答弁を求めますか。

○1番（小椋哲也君） 聞いている内容は違うと思いますよ。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 再度の質問です。

私の回答に対する確認ということもあると思いますのでね、ちょっと私のほうから回答したいと思いますが、これまでのちょっと答弁と繰り返しになる部分もありますけれども、町としては法人の運営内容がですね、地域に開かれた状態とするために、今法人に求めておりますのは第三者委員会などの町民が誰でも運営状況を正しく理解できる環境づくりを進めてほしいということも申し上げておりますし、先ほど申し上げましたけども、補助金を出すということでのチェックのことでいいますと、29年度に補助金を出したので29年度どのように決算されましたかということのチェックというのが一般的なことだと思いますが、先ほど言いましたけども、財政支援団体ということで改善計画も含めてですね、町が今後密接にかかわっていくということを法人のほうには理解してもらって、一緒に考えながら町も必要な支援あるいは指導もしていきたいということを申し上げております。

それで先ほど必要に応じて監査といいますのは、必要があると判断する場合は監査委員による監査も考えますということでありましてですね、町はいつでもですね、それは必要

だと判断する場合は、経営状況を、例えばそれが半年過ぎた時点どの状況なのかですね、法人が中間報告とか中間決算とか、もしやるときがあればその時を活用してですね、しっかりチェックをしていきたいということでありますけども、年に3回とか4回とかということまでは、具体的には現在決めておりませんが、もし助成するということが決まりましたら、そのようなことについてもですね、法人と詰めていきたいというふうに考えています。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 私の言葉足らずな分を汲んでいただいて、聞いたのはまさにそのことで、年に何回かって決めるわけではないんですけども、支援をする段階で役場として支援した団体をきちんとどういう形でチェックしますよというのは、明確な形で町民に対して示すっていうのが、一つはこの支援が実のあるものになる大事なポイントなのかなということをお答えいただいたというふうに私のほうで認識しました。

先ほどちょっと飛んでうまく質問できなかった部分1点なんですけども、改善計画、これからもちろん専門家も入れながら綿密に立てると思うんですけども、えてして計画は計画どおりいかないものです。

絶対にうまくいなくて、修正というものが必要になると思います。

その修正を、内容を役場が定期的にチェックしながら、こういうふうに変えないとまずいぞっていうときの指導をする、もしくは経営改善計画を変更するというものは、どのような形で役所から支援をした法人に対して要求というか、そのこういうとこを直したほうがいいんじゃないですかっていう指導をしていく体制というのは、何か考えられているのかどうかということについてお聞きかせください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 特養の運営につきましては、法的には道の指導、監査のもとという施設になりますが、当然、このように協議を重ねてきた中でも改善計画の実行に向けては、町としても介護支援の担当を含め、しっかり指導、助言を行い、その内容も把握しながら積極的に助言も進めていくこととしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） ここで再度申し上げます。

議案内容の質疑に当たっては、一つ簡潔に行っていただくこととし、個人見解、ここは討論の場でございませんので、できるだけ予算書に沿って質疑をしていただきたいと、このように思います。

ほかに質疑ございませんか。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 予算書の10ページと11ページ、国庫補助金と道補助金の中で子供を守る地域ネットワーク機能強化事業補助というのがあります。

予算の説明の中で、要保護児童対策地域協議会と各訪問事業による児童虐待の発生予防と早期対応を町としても実施するっていうことで一般財源も入りました。

虐待の発生予防とか早期対応の必要性など現在の町の状況が、まず1点目としてお聞きしたいっていうのと、2点目として、実施に対して画一的な対応というのはできない状況にあると思いますが、町としての基本的な対応に対しての考え方をお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本栄一君） 質問にお答えいたします。

この子供を守る地域ネットワーク機能強化事業補助金につきましては、新規事業となります。

それで町及び各関係機関でですね、構成する要保護児童対策地域協議会と各訪問事業ですけれども、子ども子育て支援事業の中の乳幼児全戸訪問と養育支援訪問事業が連携をしておりますね、要保護児童、保護者等に対して児童虐待の発生ですとか、早期発見、早期対応を実施するものです。

これまでも要保護児童の部分に対しましては、対応してきたところなんですけれども、平成28年度からさらに要保護児童対策協議会を強化しまして、その体制整備がですね、整ったことによりまして、本事業に該当するということから予算を計上したものです。

補助率につきましては、国、道から3分の1ずつとなっております、担当職員の基本的には人件費となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 対応に対しての基本的な考え方、そのどういうんですか、早期対応する家庭に対しての基本的な町としての考え方っていうようなことについてはどうでしょう。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本栄一君） 質問にお答えします。

要保護対策協議会につきましては、町として児童のそういったDVですとか、そういった虐待の対応するために、代表者会議あるいはそれぞれのケース会議、それぞれの案件に応じたケース会議を持ってですね、早期に対応している状況であります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 私のほうから補足させていただきます。

ただいま課長が御説明しました要保護児童対策地域協議会につきましては、子供が関係する機関、教育委員会であったり、当然、保健課、福祉課または保健所等各関係するあらゆる機関との協議会でございます、一つのところで全てを完結するというにはならないことから、学校とも連携しながら、そういう形で町全体としてしっかり子育て世代の支援というふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 以上で質疑を終わります。

◎日程第9 議案第78号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第78号平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第78号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,960万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」。「歳入」で、補正額の欄で申し上げます。

3款国庫支出金、1項で2,600万円の減。

4款繰入金、1項で150万円の減。

7款町債、1項で2,100万円の減。

歳入合計で4,850万円を減額し、補正後の歳入予算の総額を6億1,960万円とするものです。

次に、「歳出」です。補正額の欄で申し上げます。

2款下水道施設費、1項で4,765万2,000円の減。

5款給与費、1項で84万8,000円の減。

歳出合計で4,850万円を減額し、補正後の歳出予算の総額を6億1,960万円とするものです。

次に3ページ。

「第2表 地方債補正」、「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」。限度額「4,390万円」を1,100万円減額し、「2,290万円」とするものです。

「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」については、変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計では、「1億1,430万円」から2,100万円を減額し、補正後の限度額を「9,330万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、「1. 総括」は省略し、「2. 歳入」から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。目の欄、補正額で御説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目下水道施設費補助金2,600万円の減は、日本下水道事業団へ建設工事委託しております特定環境保全公共下水道事業の別海終末処理場電気設備更新工事の入札不調による年度内発注の中止に伴い、社会資本整備総合交付金を減するものです。

4款繰入金、1項1目繰入金150万円の減は、歳出予算の減額に伴う一般会計からの繰入金の減です。

7款町債、1項1目下水道施設債2,100万円の減は、こちらも別海終末処理場電気設備更新工事の入札不調による年度内発注の中止に伴う減です。

以上で歳入を終わります。

9ページをお開きください。

「3. 歳出」です。目の欄、補正額で御説明いたします。

2款下水道施設費、1項3目施設整備費4,765万2,000円の減は、こちらも別海終末処理場電気設備更新工事の入札不調による年度内発注の中止に伴い、特定環境保全公共下水道事業に係る施設建設委託料を減するものです。

5款給与費、1項1目給与費84万8,000円の減は、人事院勧告に伴う給与改正による増と会計間交流など、給与精査による増減に伴う減額です。

次に、11ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1. 一般職」、「(1) 総括」です。上の表の下段、「比較」欄で御説明いたします。

職員数の増減はございません。

給料75万8,000円の減。

職員手当11万5,000円の増。

給与費合計で64万3,000円の減。

共済費20万5,000円の減。

合計で84万8,000円を減額し、補正後の合計額を2,065万9,000円とするものです。

以下、「職員の手当の内訳」から12ページまでの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第79号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第79号平成29年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（川畑智明君） 議案第79号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,170万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出ともに補正額の欄で御説明いたします。まずは「歳入」です。

4款繰入金、1項で430万円の減。

5款繰越金、1項で26万2,000円の増。

6款諸収入、1項で106万2,000円の減。

歳入合計で510万円を減額し、歳入予算の総額を4億8,170万円とするものです。次に「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で20万円の増。

3款給与費、1項で530万円の減。

歳出合計で510万円を減額し、歳出予算の総額を4億8,170万円とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」の内容について御説明いたしますが、「1. 総括」は省略し、「2. 歳入」から御説明いたします。

5ページをお開きください。

歳入歳出とも、目の欄の補正額で御説明いたします。

「2. 歳入」です。

4款繰入金、1項1目繰入金430万円の減は、歳入歳出予算に対する歳入予算超過分を減額するものです。

5款繰越金、1項1目繰越金26万2,000円の増は、額の確定により増額するものです。

6ページをお開きください。

6款諸収入、1項1目雑入106万2,000円の減は、社会保険加入者の減に伴い、社会保険収入を減額するものです。

次に「3. 歳出」です。

7ページをお開きください。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費20万円の増は、社会保険加入者の減による社会保険料の減と重油単価の増加に伴う燃料費の増です。

8ページをお開きください。

3款給与費、1項1目給与費530万円の減は、人事院勧告に基づく給与改定による給料手当の増額と退職、育児休業等による減額を精査し、総体で減額するものです。

9ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1一般職」、「(1) 総括」です。「比較」の欄で御説明いたします。

職員数は上段括弧、再任用短時間勤務職員の退職により1名の減。

給与費の給料510万円の減。

職員手当は70万円の増。

給与費計で440万円の減。

共済費は90万円の減。

合計で530万円の減。

「職員手当の内訳」は下の表のとおりで、説明は省略させていただきます。

次のページの「(2) に給与費及び職員手当の増減額の明細」及び11ページから13ページの「(3) 給与費及び職員手当の状況」については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第80号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第80号平成29年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（三戸俊人君） 議案第80号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成29年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出の1款病院事業費用、1項で251万5,000円を減額し、23億6,342万円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費を3,006万9,000円減額し、13億5,994万6,000円とする。

次に、3ページからの「補正予算実施計画」は省略させていただき、5ページをお開き願います。

「平成29年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明しましたので、目で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」の支出です。

1款病院事業費用、1項1目給与費2,990万4,000円の減は、6ページ下段までとなりますが、給与改定及び職員の採用、退職等にかかわる支出見込み額精査による減額でございます。

次に7ページ。

3目経費2,738万9,000円の増は、今後の支出見込み額精査による増額で、主なものとしては出張医等にかかわる旅費交通費、院内空調設備の修繕費、給食業務や維持業務にかかわる委託料の増額でございます。

次に、9ページをお開きください。

「平成29年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側の下段の部分で説明いたします。

右側の下から3段目、資金増加額の見込みで1億368万1,000円の減額見込みとなり、資金期末残高で8,217万5,000円となる予定でございます。

続きまして、10ページをごらんください。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」。下段の「比較」、合計欄で説明いたします。

職員数については変更ございません。

給料1,086万9,000円の減。

報酬賃金で763万3,000円の減。

手当1,156万7,000円の減。

法定福利費については変更ありません。

合計で3,006万9,000円を減額するものでございます。

以下、14ページまで省略させていただきます。

15ページをお開きください。

「平成29年度町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下の下から3行目をごらんください。

当年度純損失の見込み、1億5,366万6,000円となる見込みで、1番下の当年度未処理欠損金が21億9,243万7,000円となる見込みでございます。

16ページの「平成29年度町立別海病院事業予定貸借対照表」と17ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第81号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第81号平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第81号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成29年度別海町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的支出です。

1款水道事業費用、1項で659万9,000円を減額し、8億7,868万3,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億9,412万1,000円は、減債積立金1億4,611万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,091万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3億1,709万2,000円で補てんするものとする。)

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で250万5,000円を減額し、5億1,132万1,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費894万4,000円を減額し、5,496万7,000円とするものです。

2ページの「平成29年度別海町水道事業会計補正予算実施計画」の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

「平成29年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

「収益的収入及び支出」の支出です。目の欄、補正予定額で御説明いたします。

1款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費79万1,000円の減。

2目配水及び給水費103万9,000円の減。

4目総経費476万9,000円の減は、いずれも人事院勧告に伴う給与改定による増と会計間交流など給与精査による増減に伴う減額です。

次に4ページ。

「資本的収入及び支出」の支出です。目の欄、補正予定額で御説明いたします。

1款資本的支出、1項1目事務費250万5,000円の減は、こちらも人事院勧告に伴う給与改定による増と会計間交流など、給与精査による増減に伴う減額です。

次に、5ページをお開きください。

「平成29年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書」です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。資金増減額の見込みです。

1億6,255万1,000円の減額となり、下段、資金期末残高で22億9,958万8,000円となる予定です。

次に、6ページをごらんください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1. 総括」、上の表、「比較」の合計欄で御説明いたします。

職員数、損益勘定支弁職員、一般職1人減。

給料467万4,000円の減。

手当152万7,000円の減。

給与費合計で620万1,000円の減。

法定福利費274万3,000円の減。

合計で894万4,000円を減額し、補正後の合計額を5,496万7,000円とするものです。

以下、「手当の内訳」から8ページまでの説明を省略させていただきます。

9ページをお開きください。

「平成29年度別海町水道事業予定損益計算書」です。
下から4行目をごらんください。当年度純利益の見込みです。
1億3,739万6,000円となる予定です。

次の10ページ、「平成29年度別海町水道事業予定貸借対照表」と11ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第82号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第82号別海町奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第82号別海町奨学資金支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

町内の介護施設等における介護員不足の問題は深刻な状況が続いており、町と介護事業所において相互に人材確保の対策に取り組んでいるところですが、安定的な人材の確保は難しく、介護の現場は大変厳しい状況にあります。

本町の保健福祉医療の向上及び介護職員の勤務体制の負担軽減を図る上でも、介護人材の確保に向けて対策を講じることが必要であることから、新たに支給対象職種に介護福祉士を加えるとともに、卒業後の就職義務について本町の公的機関のほか、町内の保健医療機関及び介護保険事業所も対象とするため条例の一部改正を行おうとするものです。

また、本改正において条例制定後、長期にわたり支給実績のない農水産技術者を支給対象外としております。

それでは議案の内容について説明いたします。

議案は6ページ、議案資料では1ページから2ページになります。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第1条目的についてです。

町民の保健福祉医療の向上のため、別海町に不足している「医療関係技術員」に加え、人材確保が困難な「介護福祉士」を新たに支給対象職種とし、その技術習得に必要な奨学資金を支給しようとするものです。

また、長期にわたり支給実績のない「農漁業関係技術員」につきましては、対象外とするものです。

次に、第2条資格の第3号につきましては、第1条で申し上げました新たに加えようとする「介護福祉士」については、「社会福祉士及び介護福祉法に規定する養成機関に在学

していること。」を条件として定めるものです。

次に、第4条奨学生を選定につきましては、「町の必要とする」を「本町の必要とする」に改め、公的機関ではだけでなく町全体を視野に入れ、必要とされる技術学科を差すこととするものです。

次に、2ページの第5条支給額についてです。

介護福祉士への支給額を准看護師と同額の「6万円以内」と定めるものです。

次に、第8条勤務につきましては、それぞれの養成機関卒業後の就職義務について、本町の公的機関のほか、町内の保健医療機関及び介護保険事業所も対象とし、就業可能範囲の拡充を図ろうとするものです。

附則としまして、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」というものです。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっとお尋ねしますが、改正後にですね、今まであった農水産技術者については対象から外すっていう事になるわけですが、長年実績がないっていう説明でしたが、今後もないっていうふうにお考えなのか、あっても対象から外すっていうことなのか、そこら辺の考え方の基本をちょっとお聞かせをいただければと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） お答えいたします。

昭和44年の条例制定当初からですね、1件のみということで、今までそれ以来47年、約50年間支給実績がないということですね、削除の対象ということにしております。

また、町のほうでもですね、農水産技術者の採用計画等、こちらのほうも今のところ計画をしておりませんので、農水産技術者につきましては、専門機関であります農協さんですとか漁協さんですとか、そちらのほうでもですね、計画的に採用に取り組んでいるというふうにお聞きしておりますので、今回削除というふうにいたしました。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第83号から日程17 議案第86号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第83号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第84号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第85号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第86号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（今野健一君） 議案第83号から議案第86号までの4件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

最初に、本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は本年8月8日、国家公務員の給与改正について、月例給で平均0.2%、手当で0.1カ月、それぞれ引き上げること等を内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受け、平成29年11月17日、国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、12月4日参議院本会議で関係各改正法案が成立したところです。

初めに、今回の人事院勧告について若干御説明をいたします。

勧告では、企業規模50人以上かつ事業規模50人以上の1万2,400事業所の約48万人の事務、技術の民間従業員を対象に個人別給与を調査し、本年4月分の給与について民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員給与が631円、率で0.15%を下回っており、この格差を解消するため月例給の引き上げ改正を行おうとするものです。

改正する事項として、行政職俸給表（一）については、一般職の初任給を1,000円引き上げ、若年層も同程度の改定を行うというものです。

また、若年層以外は400円の引き上げを基本に、改定率で平均0.2%引き上げること基本とし、本年4月にさかのぼって実施するものです。

なお、その他の俸給表についても行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定するものです。

次に、ボーナスは昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の支給割合は4.42カ月であり、国家公務員の4.3カ月を0.12カ月上回っていることから、0.1カ月分引き上げ4.4カ月とし、本年度は12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度からは6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとしております。

以上が、本年の人事院勧告の主な内容です。

これらの人事院勧告の内容を受け、今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし、職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を行おうとするものです。

また、別海町議会議員、特別職及び教育長に12月に支給する期末手当について、人事院勧告にあわせ支給率を100分の10引き上げる改正を行うものです。

それでは議案の説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

議案第83号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の3ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第6条期末手当の第2項第2号中の「100分の295」を「100分の305」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では「改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。」とするものです。

次に、議案の9ページをお開きください。

議案第84号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の4ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第4条手当の額等の第4項第2号中、「100分の230」を「100分の242」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、「改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。」とするものです。

次に、議案の10ページをお開きください。

議案第85号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」になります。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第3条その他の給与の第4項第2号中、「100分の230」を「100分の240」に改正するものです。

次の附則第1号では、「この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、「改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。」とするものです。

次に、議案の11ページをお開きください。

議案第86号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正の主な内容は2点です。

1点目は、本年度支給する勤勉手当の支給月数の引き上げと平成30年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期及び12月期とも均等に配分をする改正です。

2点目は、給料表の改正です。

それでは議案の内容を説明いたします。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の6ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」になります。

6ページの中段までの第17条は勤勉手当です。

6ページ下段から11ページまでは一般行政職の給料表である給料表（一）。

12ページから17ページ中段にかけては公務補などの技能労務職の給料表である給料表（二）。

17ページ下段から24ページ中段にかけては、保健師、助産師、看護師等の給料表である給料表（三）。

24ページ下段から29ページ上段までは医療技術職の給料表である給料表（四）となっております。

それでは議案資料の30ページをお開きください。

「条例の一部改正説明資料」、勤勉手当の改正内容です。

表は左から「改正項目」、「関係条項」、「改正内容」、「適用年月日」を記載しています。

平成29年4月1日から適用される内容を表上段に、平成30年4月1日から適用される内容を表下段に記載しています。

まず、表上段の内容です。

一般職は0.1カ月分、再任用職員は0.05カ月分を引き上げるものとし、12月の支給割合を一般職は現在の「100分の80」を「100分の95」に、再任用職員は現在の「100分の40」を「100分の45」に変更し、平成29年4月1日にさかのぼって適用するものです。

続いて、表下段の内容です。

ただいま御説明しました一般職は0.1カ月分、再任用職員は0.05カ月分引き上げたものを平成30年4月1日からは6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものです。

それでは、次に議案資料6ページをお開きください。

給料表の改正ですが、それぞれの給料表の給与月額についての説明は省略いたします。

給料表（一）一般行政職について、平均0.2%引き上げるものとしませんが、高等学校卒、4年制大学卒の初任給は、民間の初任給との間に差があることから、1,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行うものとし、

それ以外の年齢層は、それぞれ400円程度引き上げを基本に改定を行うものです。

また、再任用職員の俸給月額につきましても同様の改定を行い、本年4月にさかのぼって改正をするというものです。

その他の給料表についても、給料表（一）と均衡を基本として改正するものとし、本年4月1日にさかのぼって改正をするものです。

次に附則ですが、議案資料の29ページをお開きください。

附則としまして、第1項では、施行期日を「公布の日から施行する。第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。」とするものです。

第2項では、本年12月に支給する勤勉手当の支給月数の変更及び改正後の給料表の適用を「平成29年4月1日にさかのぼって適用する。」というものです。

第3項では、「改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、

改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。」とするものです。

第4項は、規則への委任、「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。」とするものでございます。

以上で、議案第83号から86号までの内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第83号から議案第86号までの4件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第87号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第87号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 議案第87号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書の26ページをお開き願います。

本条例は、当町の中小企業者の経営安定及び金融円滑化のため施行されております。

昨今の国内景気は全体を見ると拡大が見込まれ、北海道全体では緩やかに持ち直しているとされていますが、当地域においては低調とされており、中小企業の経営は依然として厳しい状況が続いております。

また、この景気改善の兆しが見出せない状況にあること、さらに商工会や金融機関からの要請もあり、それら各団体と協議の上、中小企業支援の一助として条例の一部を改正するものです。

それでは、議案書の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして、別冊議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の31ページをお開き願います。

「別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例新旧対照表」です。

左側が「改正後」、右側が「改正前」となります。

「改正後」で御説明いたします。

まず、第3条補償及び連携、第1項を「この制度による融資については、北海道信用保証協会、（以下、保証協会という。）の保証付とする。ただし、金融機関が保証協会の保証要しないと認めた場合については、この限りではない。」と改正するものです。

こちらにつきましては、金融庁が示す金融行政方針では、担保、保証に必要以上に依存しない事業性評価による融資を推進しており、保証協会の保証を絶対条件とする本条例とそぐわない面があること。また、保証協会の保証を絶対条件としないことで、従来対象外であった業種についても融資が可能となることから改正を行うものです。

次に、第3条第2項に「金融機関及び保証協会は、この制度による貸出に当たり町と緊密なる連携を保ち、中小企業振興方策に協力するものとする。」を加えるものです。

こちらにつきましては、改正前の第3条にも同様にうたわれているものです。

次に、第6条融資条件、第4号を「金融機関が必要とする場合は、担保若しくは保証人

を徴求することができる。」と改正するものです。

これにつきましては、保証協会の保証付を絶対条件としないことと同様の考え方から担保の有無及び保証人の有無について、金融機関の任意とするものです。

資料32ページになります。

附則、第5項利子補給金の特例でございます。

5項中、「平成30年」を「平成35年」に改めるものです。

これにつきましては、中小企業を取り巻く厳しい状況が続くことが予想されることから、1%の利子補給上乗せ分を5年間延長するとするものです。

最後に、附則としまして、「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第87号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第87号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第88号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第88号財産の取得について（生活バス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第88号の内容説明をいたします。

議案の28ページをお開きください。

本案は、財産取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、生活バス1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,240万円（内消費税及び地方消費税額240万円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、所長三田貢司。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は11月28日で、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,050万円、最低入札価格は3,000万円で、最低入札者であります本案の東北海道日野自動車株式会社中標津営業所と現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年8月30日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

事業名は、平成29年度生活バス購入事業で、尾岱沼線での使用を予定としているものです。

購入物品名は、大型送迎用バス（ノンステップ）になります。

主要諸元は、型式、日野2TG-KV290Q2乗車定員は83名、全長11.130メートル、全幅2.485メートル、全高3.045メートル、総排気量5.193リットル、最大出力240馬力となっております。

34ページには正面図、背面図、側面図を記載しております。

以上で、議案第88号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第88号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第89号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第89号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町マルチメディア館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木栄典君） それでは、議案第89号の公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書の29ページをお開き願います。

別海町マルチメディア館につきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、平成30年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月30日開催の指定管理者選定委員会の審議において、マルチメディア館建設当初から管理に携わっており、当該施設を熟知し、施設を効果的かつ効率的に管理していることから公募によらず、株式会社オーレンスを引き続き指定することが適当であると意見をいただいております。

それでは以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町マルチメディア館。

第2号、所在地、別海町別海旭町47番地1。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海旭町48番地1。

第2号、名称、株式会社オーレンス。

第3号、代表者名、代表取締役高橋武靖。

第3項、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上、議案第89項の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第89号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 9 0 号

○議長(松原政勝君) 日程第 2 1 議案第 9 0 号公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町地域情報通信施設)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(佐々木栄典君) それでは、議案第 9 0 号の公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案書の 3 0 ページをお開きください。

別海町地域情報通信施設、いわゆる高速無線 LAN 施設ですが、この施設につきまして平成 1 8 年度から指定管理者による管理運営を行ってまいりましたが、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって、現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年 1 1 月 3 0 日開催の指定管理者選定委員会の審議において、通信事業の専門性や地域に密着した情報化推進の観点から公募によらず、株式会社オーレンスを引き続きへ指定することが適当であるとの意見をいただいております。

以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第 1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第 1 号、名称、別海町地域情報通信施設。

第 2 号、所在地、別紙のとおり。

別紙のとおりということで、次の 3 1 ページをごらん願います。

別紙として、公の施設の所在地を表にしております。

通信設備の設置場所として、番号 1 の別海町別海常盤町 2 8 0 番地から下段、番号 2 1 の別海町尾岱沼潮見町 1 0 2 番地まで、それぞれ基地局通信設備と中継局通信設備をあわせ持つ施設となっております。

それでは、また 3 0 ページに戻っていただきまして、第 2 項、指定管理者です。

第 1 号、住所、別海町別海旭町 4 8 番地 1。

第 2 号、名称、株式会社オーレンス。

第 3 号、代表者名、代表取締役高橋武靖。

第 3 項、指定の期間、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで。

以上で、議案第 9 0 号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第 9 0 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 2 2 議案第 9 1 号

○議長（松原政勝君） 日程第 2 2 議案第 9 1 号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町畜牛育成牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議案第 9 1 号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書 3 2 ページをお開きください。

別海町畜牛育成牧場については、平成 2 4 年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年 1 1 月 3 0 日開催の指定管理者選定委員会において、育成牛の飼養管理については専門性が要求され、利用農家との信頼関係の継続が重要であることから公募によらず、有限会社別海町酪農研修牧場を引き続き指定することが適当であるとの御意見をいただいているところでございます。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第 1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第 1 号、名称、別海町畜牛育成牧場。

第 2 号、所在地、別海町中西別 4 4 番地 1 1 ほか。

第 2 項、指定管理者。

第 1 号、住所、別海町西春別 3 4 7 番地 6 3。

第 2 号、名称、有限会社別海町酪農研修牧場。

第 3 号、代表者名、代表取締役社長佐藤次春。

第 3 項、指定の期間、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、議案第 9 1 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 9 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 3 議案第 9 2 号

○議長（松原政勝君） 日程第 2 3 議案第 9 2 号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 議案第 9 2 号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書 3 3 ページをお開きください。

別海町資源循環センターについては、平成 2 4 年度から指定管理者による管理運営を实

施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理者による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年11月30日開催の指定管理者選定委員会において、施設の運営にはバイオガス発酵技術、機器類の運転知識及び産業廃棄物処理業の許可が必要なことから公募によらず、別海バイオ株式会社を引き続き指定することが適当であるとの御意見をいただいているところでございます。

それでは、以下、議案を朗読し内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町資源循環センター。

第2号、所在地、別海町中西別108番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町中西別108番地2。

第2号、名称、別海バイオ株式会社。

第3号、代表者名、代表取締役林武雄。

第3項、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、議案第92号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第92号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第93号

○議長（松原政勝君） 日程第24議案第93号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町ふるさと交流館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 議案第93号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を御説明いたします。

議案書34ページをお開きください。

現在、公の施設であります別海町ふるさと交流館の管理運営に関しましては、平成26年10月15日より3年5カ月、株式会社郊楽苑を指定管理者として管理運営を実施しておりますが、平成30年3月31日をもって指定管理期間が満了することから、新たに指定管理者の指定を行うものです。

指定期間満了に伴い、本年8月29日に役場内部長等で組織されます指定管理者選択委員会において、平成30年度以降の指定管理者に関し公募の実施並びに指定期間について協議がなされ、その結果、公募を行うこと並びに指定期間を3カ年とすることが妥当とされました。

これにより、9月19日から10月18日までの30日間、公募を行った結果、現在の指定管理者である株式会社郊楽苑の1者から申請がありました。

1 1月30日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条に基づき、別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請がありました株式会社郊楽苑から提出されました申請内容について審査が行われ、結果、候補者として選定されたことから、指定について議会の議決を求めるものであります。

以下、議案書読み上げ説明といたします。

公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町ふるさと交流館。

第2号、所在地、別海町別海141番地100。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海141番地100。

第2号、名称、株式会社郊楽苑。

第3号、代表者名、代表取締役藤代幹良。

第3項、指定の期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上で、議案第93号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第93号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これについては一般質問でも出されているようですので、そこでいろいろお聞きできるかなというふうに思っていますが、もしかしたらそこでも質問にあるかもしれませんが1点だけお伺いをしたいと思います。

これ全員協議会等でもいろんな説明があって、可能性としてはさまざまなことが町長のほうからも言われてきたところではありますが、議員の側からですね、その方向性を定めていくにも地域の業者の方も含めて、さまざまな意見を取り入れるべきではないかという提案もあったかというふうに思うんですね。

ですので、今後の方向性を定めていく、その方法について、現在考えておられる点をお聞きしたいなというふうに思います。

具体策はあるのであれば、ぜひお示しをいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 御質問にお答えいたします。

今後の方向性、その方法、方向性を決めるための方法ということでございました。

ただいま別海町内におきましてホテルが1軒廃業するなどですね、部屋が少なくなっているという現状もございます。

また、それに対する受け皿ということも、これは郊楽苑のみならず既存事業者、そして新規の事業者の皆様からの案、そしてそちらのほうの事業の立ち上げということも当然考えられるかと思えます。

そちらの状況をですね、きちんと見きわめた上で、ふるさと交流館のあり方について、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 検討期間について具体的な形ってというのが、今の御答弁ではちょっと見えてこないんですが、そういう段階なのかなって言うふうに思います。

議案として3年間はこういう形で指定管理者が仮に決まったとしてもですね、3年後をどういうふうにするのかって言うような問題も当然出てくるわけでありますから、これからは余分になりますけれども、ぜひ早急にですね、3年なんていうのはあつという間に経ってしまいますから、具体的な検討期間、民間の方の知恵なんかも導入できるようなですね、あるいは聞きとれるようなことを含めた検討期間を早急に具体化していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第25 同意第30号

○議長（松原政勝君） 日程第25 同意第30号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第30号別海町教育委員の任命について提案を御説明申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4名の方を任命いたしているところでございますけれども、平成29年12月21日をもって木村江里委員が任期満了となります。

つきましては、木村江里委員を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

木村江里さんにつきましては、愛知県の御出身で、愛知学院大学歯学部で小児歯科学の研究に当たられ、平成元年から別海町立歯科診療所に勤務の後、現在はウエル歯科診療室で町民の皆様方の歯科診療に当たられているところでございます。

この間、学校保健安全法に基づく子供たちへの歯科検診等にも積極的に御協力をいただいているところでございます。

また、教育にも強く関心をお持ちでございまして、地域の信頼も厚く、平成15年4月17日から約14年8カ月に及び本町の教育委員として御尽力をいただいているところでございます。

そして、これからも別海町の教育の基本理念を推進し、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただけるものと確信をいたしているところでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成29年12月22日から平成33年12月21日までの4年間でございます。

どうか御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第26 報告第6号

○議長（松原政勝君） 日程第26、報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

建設水道部次長。

○建設水道部次長（山岸英一君） 初めに議案書の37ページをお開きください。

報告第6号専決処分の報告について内容説明いたします。

次に、議案書の38ページをお開きください。

専決処分書の本文を朗読いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月30日、別海町長曾根興三。

和解及び損害賠償額の決定について。

平成29年9月18日、別海町中春別南町19番地1の公営住宅中春別団地4号棟において、強風により破損した破風板が飛散し、駐車中の車両を破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1、当事者。

甲、別海町個人。

乙、別海町長曾根興三。

2、和解条件。

(1) 甲は、本件事故により、車両損害料で金6万6,960円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金6万6,960円を支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

これらを条件に和解が成立しているものでございます。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第27 報告第7号から日程第32 報告第12号

○議長（松原政勝君） 日程第27 報告第7号専決処分の報告について（(町道根室中部3号幹線交付金工事（改良））、日程第28 報告第8号専決処分の報告について（(H28線）西和地区農道改良舗装工事）、日程第29 報告第9号専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）、日程第30 報告第10号専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）、日程第31 報告第11号専決処分の報告について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）、日程第32 報告第12号専決処分の報告について（(H28線）東富岡地区農道改良工事）の6件については、全て工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告ですので、一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 報告第7号から第12号の6件について、一括して説明させていただきます。

議案の39ページからとなります。

報告第7号から第12号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

各報告につきましては、専決処分書を朗読し、順次説明させていただきます。

最初に、報告第7号専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月22日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年7月25日議案第60号により議決を経て締結した、町道根室中部3号幹線交付金工事（改良）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,396万円（内消費税及び地方消費税額696万円）」を「9,639万円（内消費税及び地方消費税額714万円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初設計では路盤材をコンクリート再生骨材で積算しておりましたが、本骨材の流通量が少なく確保することができなかつたため、切り込み砂利に変更したことから243万円の増額となったものです。

次に、報告第8号議案40ページをお開きください。

報告第8号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月27日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年6月23日議案第54号により議決を経て締結した、（H28線）西和地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,480万円（内消費税及び地方消費税額480万円）」を、「6,742万4,400円（内消費税及び地方消費税額499万4,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、本路線の事業の促進を図るため、改良工事を50メートル増としたことから262万4,400円の増額となったものです。

次に、報告第9号議案41ページになります。

報告第9号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月10日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年3月17日議案第38号により議決を経て締結、平成29年5月8日議案第43号により一部変更議決した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億6,487万円（内消費税及び地方消費税額1,962万円）」を、「2億

6,545万3,200円（内消費税及び地方消費税額1,966万3,200円）」に改める。
変更の内容につきましては、構造物の撤去工事や準備費の概数の確定により58万3,200円の増額となったものです。

次に、報告第10号議案42ページをお開きください。

報告第10号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月17日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年3月17日議案第39号により議決を経て締結、平成29年5月8日議案第44号により一部変更議決した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億7,181万7,200円（内消費税及び地方消費税額1,272万7,200円）」を「1億7,439万8,400円（内消費税及び地方消費税額1,291万8,400円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路付属設備の数量変更と構造物の撤去工事や準備費の概数の確定により258万1,200円の増額となったものです。

次に、報告第11号議案43ページになります。

報告第11号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月16日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成28年6月14日議案第62号により議決を経て締結、平成29年5月17日専決処分した、旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億2,887万3,600円（内消費税及び地方消費税額1,695万3,600円）」を「2億2,894万9,200円（内消費税及び地方消費税額1,695万9,200円）」に改める。

変更の内容につきましては、北棟の文化的価値から前回の設計変更時に北棟屋根をまさぶきに変更したことにあわせ、現屋部分についても同様に鉄板ぶきからまさぶきに変更したこと。また、はりの鉄骨補強を木造トラスへ変更したこと。その他、レンガ積み煙突について倒壊防止補強などを行いまして総体で7万5,600円の増額となったものです。

次に、報告第12号議案44ページになります。

報告第12号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月24日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成29年9月15日議案第72号により議決を経て締結した、(H28線)東富岡地区農道改良工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,270万4,000円（内消費税及び地方消費税額390万4,000円）」を「5,498万2,800円（内消費税及び地方消費税額407万2,800円）」に改め

る。

変更の内容につきましては、本路線の事業の促進を図るため改良工事を30メートル増としたこと。

また、排水構造物工事などの概数の確定により227万8,800円の増額となったものです。

以上で、報告第7号から12号までの内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日は一般質問を午前10時から行いますので御参集願います。

皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 3時07分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員